

特別児童扶養手当

＜所得制限限度額表＞ ※受給資格者は、父母のうち所得の高い方。

単位：円

扶養親族等の数	受給資格者※	配偶者または扶養義務者
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000
5	6,496,000	7,388,000
6以上	1人 380,000 加算	1人 213,000 加算

備考

1 受給資格者の所得限度額表には以下の額を加算

①老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1人につき 10万円

②特定扶養親族等 1人につき 25万円

※特定扶養親族等とは所得税法に規定する特定扶養親族（19歳以上23歳未満の者）又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族のことをいう。

2 扶養義務者等の所得制限限度額表には以下の額を加算

○老人扶養親族 1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

＜各種控除額表＞

控除申請等の問い合わせ先：山形市 市民税課

自分が	障害者控除を受けた	270,000	単位：円
	特別障害者控除を受けた	400,000	
	寡婦控除を受けた	270,000	
	ひとり親控除を受けた	350,000	
	勤労学生控除を受けた	270,000	
控除対象配偶者が	障害者である	270,000	
	特別障害者である	400,000	
控除対象扶養親族が	障害者である	270,000	
	特別障害者である	400,000	
雑損・医療費、小規模共済等掛金、配偶者特別控除の額、		住民税上と同額	
肉用牛の売却による事業所得		当該控除額	
一律控除額（社会保険料等相当額）		80,000	

※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除します。